

USPTO がコンピュータ関連発明の抽象的概念に関する
特許適格性を判断するための Examples を公開

2015年02月23日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

2014年12月16日付で暫定的な審査手引の改訂版（2014 **Interim Guidance on Patent Subject Matter Eligibility**）が官報で公示され、2014年12月16日以降の審査に既に適用されています。改訂後の暫定的な審査手引は、MPEP § 2106 (9th Edition)、March 2014 Mayo/Myriad guidance、及び June 2014 Alice Guidance に取って代わるものとなります。

上記の暫定的な審査手引には、*Myriad/Mayo* を引用する新たな例が複数引用されています。*Alice* 事件に関する例についても、追ってウェブサイト上に追加される予定でした。但し、*Ultramercial* 事件や *DDR Holdings* 事件の最近の判決を暫定的な審査手引に組み込むことに起因する多少の遅延が生じることも予告されていました。

2015年1月27日に、USPTO は、コンピュータ関連発明に関し、特許可能な発明主題の Examples (**Examples: Abstract Ideas**) を公開しました。これにより、USPTO が全ての重要な分野において特許可能な発明主題をどのように解釈するかがより明瞭になります。以下に、USPTO により示されたコンピュータ関連の特許可能な発明主題に関する複数の Examples について説明します。

【全 10 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.